

外部評価結果報告書(令和4年度)

2023 年 月 日

〒 170-0004

所在地 東京都豊島区北大塚2-24-5 ステーションフロントタワー2F

評価機関名 株式会社 地域計画連合

認証評価機関番号 機構 02 - 002

電話番号 03-5974-2021

代表者氏名 江田 隆三

印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	渡辺亜矢子	経営	H1501001
	②	斎藤 弘昭	福祉	H0401003
	③	中村 幸子	福祉	H0403071
	④			
	⑤			
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	児童相談センター 保護第一課(Bフロア)			
事業所連絡先	〒	169-0074		
	所在地	新宿区北新宿4-6-1		
事業所代表者氏名	小倉 一郎			
契約日	2022 年	5 月	30 日	
利用者調査票配付日(実施日)	2022 年	7 月	22 日	
利用者調査結果報告日	2022 年	10 月	18 日	
自己評価の調査票配付日	2022 年	7 月	13 日	
自己評価結果報告日	2022 年	10 月	18 日	
訪問調査日	2022 年	10 月	25 日	
評価合議日	2022 年	10 月	25 日	
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前説明にあたっては、今回の外部評価の手法について、独自資料を用意した。</li> <li>・分析シートは記入のポイントを用意し、効果的、効率的に情報が整理できるよう工夫を行っている。</li> <li>・確認根拠資料は、訪問調査の概ね3週間前までに評価機関への提出を依頼し、訪問調査を実施し、当日は、事業所の課題や良い点を把握するためのヒアリングに重点を置いて実施している。</li> <li>・合議は、訪問調査終了後、同じ日のうちに、速やかに実施している。</li> </ul>			

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。

年 月 日

事業者代表者氏名

印

1	<p><b>理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）</b></p> <p>事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述 （関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）</p> <p>1)児童の人権の尊重 2)安全で安心できる生活の場 3)適切な支援の構築 4)意思表明権の尊重 5)各部門との連携</p>
2	<p><b>期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）</b></p> <p>(1)職員に求めている人材像や役割 児童の人権を大切にし、児童福祉の専門性に立脚した支援を提供できる職員。</p> <p>(2)職員に期待すること(職員に持って欲しい使命感) 一時保護所の機能や役割を理解し、支援が困難な児童であっても専門的な観点から支援ができること。</p>

調査対象

調査日である令和4年7月22日の前々日までに入所した児童を対象とした。（幼児を除く）

調査方法

中学生以上については自記式。調査員立会いのもと、本人が記入しその場で回収する方法とした。

利用者総数

14

	アンケート	聞き取り	無回答	計
回答者数	10	0	0	10
割合	71%	0%	0%	71%

### 利用者調査全体のコメント

総合満足度（とてもよい、ややよいを合計した割合）は、（50%、5人）となっている。

●各カテゴリーのうち、「はい」の比率が高かった上位は、以下の項目であった。

問7. 身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか

問8. 居室やホール・食堂・浴室・トイレ（共有スペース）は清潔ですか

問9. 子供同士の関係がうまくいくように（いやなことが起きないように）、職員が対応してくれますか  
（各々 90%、9人）

### 利用者調査結果

共通評価項目 コメント	実数			
	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
1. 食事の時間が楽しいひとときになっているか （食事の時間は楽しみですか）	5	5	0	0
意見の記載なし。				
2. 食べられるものの広がり （食べたことがないものや嫌いなものでも、おいしく食べられるようになりましたか）	4	5	1	0
嫌いなものがない。 などの意見があった。				

3. 学習の分かりやすさ (学習はわかりやすく楽しいですか)	3	4	3	0
ほとんどが自習だから分かりやすいとかがない。 などの意見があった。				
4. 規則正しい生活ができるようになったか (ここに来てから、規則正しい生活ができるようになりましたか)	7	2	1	0
図書館にもっと行きたい。 などの意見があった。				
5. 保護所生活での楽しみ (保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動など))	6	2	2	0
特筆すべき意見なし。				
6. 保護所の日課やルールについて、必要性が理解できたか (保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか)	8	2	0	0
意見の記載なし。				
7. 病気やけがの対応の信頼性 (身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか)	9	1	0	0
意見の記載なし。				
8. 施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか (居室やホール、食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか)	9	1	0	0
意見の記載なし。				
9. 子供同士のトラブルに関する対応は信頼できるか(子供同士の関係調整) (子供同士の関係がうまくいくように、(いやなことが起きないように)職員が対応してくれますか(実際に聞いてもらえますか))	9	1	0	0
意見の記載なし。				

10. 今後に向けた自分の状況や要望の聞き入れ (自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて、職員に聞いてもらえていますか)	7	2	1	0
意見の記載なし。				
11. 児童の状況や要望を十分把握し、援助がなされている (職員はあなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	8	2	0	0
意見の記載なし。				
12. 将来に向けた支援の成果 (【小学生以上】保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか)	5	4	1	0
意見の記載なし。				
13. 自らの権利について、職員はわかりやすく教えてくれたか (あなたが、保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく教えてくれますか)	8	1	1	0
意見の記載なし。				
14. 子供の気持ちを尊重した対応がされているか (不安(心配なこと)を感じたときに、職員は話を聞いてくれますか(実際に聞いてくれていますか))	9	1	0	0
不安なことがない。 などの意見があった。				
15. プライバシーは守られているか (「あなたが内緒にしたいこと」はきちんと守られていますか)	9	1	0	0
内緒にしたいことがない。 などの意見があった。				
16. 児童の苦情申し出等への十分な対応 (困ったことなどがあつたとき、を担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話せていますか))	9	1	0	0
意見の記載なし。				

17. 不満・要望への対応 (職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとか、してほしいなあとしたこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか (実際にしてくれていますか))	9	1	0	0
意見の記載なし。				
18. 信頼できる職員か (職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか)	5	5	0	0
意見の記載なし。				

## 1. 組織マネジメント項目（カテゴリー1～5、7、8）

### 1. リーダーシップと意思決定

#### 1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

評価項目 1-1-1		
一時保護所が目指している（理念・基本方針など）を明確化・周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を明示している
○	2	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている
○	3	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童の理解が深まるような取り組みをしている
○	4	重要な意思決定や判断に迷ったときに、一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を思い起こすことができる取り組みを行っている(会議中に確認できるなど)
評価項目 1-1-2		
管理・監督職は自らの役割と責任を職員に対して表明し、保護所をリードしている		
○×欄	標準項目	
○	1	管理・監督職は自らの役割と責任を職員につたえている
○	2	管理・監督職は、自らの役割と責任に基づいて行動している

評価項目 1-1-3

重要な案件について、管理・監督職は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している

○×欄	標準項目	
○	1	重要な案件を検討し、決定する手順があらかじめ決まっている
○	2	重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
○	3	関係機関に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を周知している。

カテゴリー1の講評

●理念や方針は「生活のしおり」「一時保護所HANDBOOK」などに明記し、研修等で職員理解を深めるとともに、児童には入所時の丁寧な説明や日常の支援の中で理解が深まるよう取り組んでいる

- ・一時保護所が目指していることは、「基本運用方針」「生活のしおり」「一時保護所HANDBOOK」等に記載されており、職員にこれらを配布するとともに、公務室にも常備し、職員がいつでも確認できるようにしている。理念は公務室に掲示している。
- ・新転入職員研修で「一時保護所HANDBOOK」の内容を取り上げ、職員の理解が深まるよう取り組んでいる。
- ・当保護所は、東京都一時保護所の支援改善のあり方・方向性の実践に向けモデル的位置づけがなされており、昨年開所までの準備期間に、当保護所のコンセプトに沿った支援のあり方を全職員で議論し、当保護所の「生活のしおり」を作成している。しおりには、当保護所が目指すところ、そのためにどのような支援を行うかが記されており、職員間で共有するとともに、入所時には時間をかけて児童に丁寧に説明し、当保護所がどのような場所であるか理解してもらえよう取り組んでいる。
- ・児童福祉司に「一時保護所HANDBOOK」を公開しているほか、年度当初の合同児童福祉担当課長代理会の際には、児童福祉司に対し保護所からの依頼事項を説明し、保護所の目指すところの理解を深めてもらえるよう努めている。

●東京都の支援改善の方向性に沿い、これからの保護所としてのあり方の実践に向けて、リーダーシップを発揮している

- ・課長、保護担当課長代理は、年度当初の全体会の場で、各係・各班の業務内容や役割分担等を確認するとともに、組織目標等を職員に伝えている。また、毎日の引継ぎや毎月の会議の中で、保護担当課長代理から、保護所の役割を職員に伝えている。
- ・当保護所は、保護所勤務経験の浅い職員も多く、また、生活のルールはその時々に入所している児童間で話し合い決めること、個を尊重した柔軟な判断や対応が求められることから、保護担当課長代理は現場に入り、職員がいつでも相談できるようにしたり、時には自ら実践してみせることでより良い支援に向けての職員の取組をリードしている。
- ・東京都として、より一層支援改善を進め、これからの保護所としてどうあるべきか、その姿を実践に移していくモデルとしての位置づけがなされた保護所であり、職員が一丸となって実践に向けて議論し取組を進めている。保護担当課長代理は、職員集団をリードしながら、職員の意見を丁寧に拾い支援の改善に向け取り入れていこうと努めている。

●日々の支援に関わる検討・決定・周知は引継ぎ時などを利用し速やかに実施し、重要な意思決定は全体会や所長会などで職員への周知を図っている

- ・当保護所の基本方針や組織目標は、年度当初の会議において確認している。日々の生活に関わる事項は、都度引継ぎ時間などを利用し協議・決定している。また、保護担当課長代理の不在時に緊急対応が必要な場合は、電話にて確認の上対応している。
- ・重要な意思決定は、全体会や毎月のリーダー会など会議の場で職員に周知、話し合った事項や決定事項は議事録に記載し公務室の棚に置き、会議に参加できなかった職員も含めいつでも閲覧できるようにしている。日々の引継ぎ時にも周知している。
- ・相談部門など関係機関へは、所長会や課長代理会（いずれも毎月）、課長会（毎週）で周知を図っている。



## カテゴリー2 経営における社会的責任

サブカテゴリー1 福祉サービス従事者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

評価項目 2-1-1		
福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護に従事する者として守るべき法・規範・倫理を明示している
○	2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる
評価項目 2-1-2		
外部評価の結果公表、情報提供などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
○×欄	標準項目	
○	1	外部による評価の結果公表、情報開示などにより、開かれた組織となるように取り組んでいる
○	2	「児童相談所のしおり」や「みんなの力で防ごう 児童虐待」等のパンフレットを活用して、地域社会に一時保護所に関する情報を提供している

サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

評価項目 2-2-1		
事業所の機能や福祉の専門性を活かした取り組みがある		
○×欄	標準項目	
○	1	実習生の受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)

評価項目 2-2-2

ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している

○×欄	標準項目	
○	1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している
○	2	ボランティアの受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引きの作成など)
○	3	ボランティアに対し、児童のプライバシーの尊重やその他の留意事項などを伝えている
○	4	日々の活動報告を受けたり意見交換会を実施したりするなど、職員とボランティアとの間で十分な意見交換がなされている

評価項目 2-2-3

地域の関係機関との連携を図っている

○×欄	標準項目	
○	1	関係機関との連携強化に加え、関係機関との会議やケース毎の情報交換などに、保護所職員が参画できる体制を整えている

カテゴリ-2の講評

●守るべき規範や倫理は「一時保護所HANDBOOK」などに明示し、東京都の悉皆研修や日々の引継ぎ・会議などで折々に振り返りを行っている

・一時保護所職員として守るべき法や規範、倫理については、「一時保護所HANDBOOK」や「基本的運用方針」に明示しており、これら文書を公務室に常備し職員がいつでも確認できるようにしている。また、東京都の悉皆研修としてコンプライアンス研修、人権研修があり、全職員が参加し理解を深めている。  
 ・毎日の引継ぎや担当会議の場において、保護担当課長代理は折々に具体的な事例を引用しながら、児童への対応の仕方や声かけの仕方、児童との距離感の取り方などにつき具体的に助言し、一時保護所職員としての自覚を促している。

●外部評価の受審や関係機関・関係者への情報提供、ボランティアや実習生への当保護所の説明などを通じて、透明性の確保に努めている

・東京都児童相談所一時保護所では、平成26年度に自己評価を実施、27年度には外部評価の施行を実施、28年度からは毎年外部評価を実施し、結果を東京都のホームページで公表している。当保護所においても、昨年度の開所以降、外部評価を実施し、透明性の確保に努めている。  
 ・地域に対しては、子供家庭支援センターの職員に対して一時保護所の機能や役割について説明を行っているほか、ボランティアや実習生の受入れに際しては「生活のしおり」を利用して当保護所の説明をしている。

●見学者の受入れを行うとともに実習生の受入れを開始、ボランティアは要領の見直しを行い今年度中の受入れ開始に向けて手順をとりまとめている

・一時保護所の機能や専門性を活かした取組として、実習生を受け入れている。昨年度は受入れ実績はなかったが、今年度は新任児童福祉司をはじめ、大学生や社会福祉士候補者、インターンなど実習生の受入れを開始している。  
 ・見学に関しては、昨年度開所年度は多数の見学者を受け入れ、他自治体による一時保護所の立ち上げ等に際した情報提供を行った。今年度も引き続き、ボランティア団体や裁判所、弁護士会、区関係者など可能な限り見学者を受け入れており、当保護所の保護に対する理念や取組の方針などを説明している。  
 ・ボランティアは、昨年度の開所後は新型コロナウイルス感染症の影響で受入れ実績がなかったが、ボランティア要領を児童相談センター(保護第一課)(Aフロア)と合同で見直し、今年度中の受入れ開始に向け手順を取りまとめている。

### カテゴリー 3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

#### サブカテゴリー1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

評価項目 3-1-1		
児童の意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる
○	2	担当児童相談所(相談部門)と連携し、児童が職員以外の外部に訴えや相談できることを、わかりやすく説明している
○	3	必要な時は、担当の児童福祉司に相談できることを児童に伝えている
○	4	日頃の声掛けなどを通して、児童の要望や苦情を把握している
評価項目 3-1-2		
児童の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	児童へのアンケート等、一時保護所側からの働きかけにより意見や要望を把握することに取り組んでいる
○	2	把握した児童の意見や要望を整理し、児童から見た一時保護所の現状や問題を把握している
○	3	児童の意見や要望をサービス向上につなげることに取り組んでいる
評価項目 3-1-3		
地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している		
○×欄	標準項目	
○	1	福祉事業全体の動向を保護所内で共有し、適宜、意見交換などをして理解を深め、一時保護所運営の参考になるようにしている

### カテゴリー 3 の講評

●保護所の生活に対する意見や要望の把握方法が確立されているほか、児童個人の思いを把握するためのツールや手法を導入しており、児童の意向の把握を行っている

・保護所の運営に関する要望を述べる場として、児童同士で自由に意見交換を行う「リクエスト会」を毎週実施しており、クイズを織り交ぜたり、茶菓子を用意したりすることで、参加を促している。リクエスト会では、年間行事の企画等を検討することもあるが、基本的には生活上の不満など、児童がそのときに話したい議題に委ねている。  
・意見箱に関しては、気兼ねなく記入できるよう、共有スペースから少し離れた場所に設置している。  
・「子どもアンケート」については毎月実施し、ほぼ全員からの回答を得られている。  
・児童個人の意向把握として、入所後早い時期に、担当職員が「教えてほシート」というアンケート用紙を用いて、児童の困りごとを把握している。また、入所1週間後を目安に一時保護所心理職が個別面接（一週間面接）を行い、児童の声を汲み上げている。  
・更に、第三者委員が児童の声を聞き取っているほか、インテーク時には、担当児童相談所の児童福祉司や児童心理司に相談できるという点について、児童に案内している。

●児童からの要望等については職員にて共有及び検討され、その上で迅速に保護所運営に反映されている

・「子ども会議」（リクエスト会）の場でテレビの見方などといった生活上のルールを児童同士で考え設定されており、会議の結果が見える形で直接反映されている。また、リクエスト会では、「子どもアンケート」の結果について児童に伝えている。更に、リクエスト会で挙げた児童からの要望は、その場で決められるものは決め、検討が必要なものも可能な限り早く、できれば翌日に、遅くとも翌週には児童に回答を行うというサイクルとなっている。  
・アンケートの結果は、食事に対する要望の献立への反映や、希望するマンガやDVDの購入などの生活場面における要望について、職員会議や引継ぎ等で検討の上で対応している。  
・入所1週間後を目安に一時保護所心理職が行う個別面接（一週間面接）で汲み上げた児童の声については、職員にフィードバックを行っている。  
・入所後時間を空けずに実施するアンケート（教えてほシート）に関しては、職員間で共有し、児童との関わり方の目安として活用している。

●福祉事業を取り巻く国や地域の情報について収集し職員に共有しているほか、地域資源の把握・活用を行っている

・国や全国児童相談所の会議における新しい動きや行政資料などで得られた情報は、管理職において把握されており、必要に応じて職員会議で共有されている。  
・また、一時保護所全体の動向や福祉事業に関わる研修会が開催される際には参加し、情報収集を行っている。  
・更に、外出及び行事、所外指導等のために地域における施設等に関する情報を収集している。

## カテゴリー 4 計画の策定と着実な実行

### サブカテゴリー1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

#### 評価項目 4-1-1

取り組み期間に応じた課題・計画を策定（協力）している

○×欄	標準項目	
○	1	中・長期計画の策定に、保護所の理念や実態が適切に反映されるよう、適宜必要な意見を伝えている
○	2	中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している
○	3	短期の活動・行事等についても、計画的(担当者・スケジュールの策定など)に取り組んでいる

#### 評価項目 4-1-2

多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている(全体会での次年度計画の検討など)
○	2	課題の明確化、計画の策定に当たり、現場の意向を反映できるようにしている(会議での次年度計画の検討など)
○	3	計画は、サービスの現状(児童の意向・地域の福祉ニーズや事業環境など)を踏まえて策定している
○	4	計画は想定されるリスク(児童への影響、職員への業務負担、必要経費の増大など)を踏まえて策定している

#### 評価項目 4-1-3

着実な計画の実行に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	計画推進の方法(体制、職員の役割や活動内容など)を明示している
○	2	計画推進に当たり、より高い成果が得られるように一時保護所内外の先進事例・困難事例を参考にするなどの取り組みを行っている
○	3	計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している
○	4	計画推進に当たり、進捗状況を確認し(半月・月単位など)、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

サブカテゴリ-2 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

評価項目 4-2-1

児童の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童の安全の確保・向上を図るため、関係機関との連携や所内の役割分担を明示している
○	2	事故、感染症、侵入、災害などの事例や情報を組織として収集し、職員間で共有し、予防策を講じている
○	3	事故、感染症、侵入、災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、児童、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている
○	4	事故、感染症、侵入などの被害が発生したときは、要因を分析し、再発防止に取り組んでいる

カテゴリ-4 の講評

●児童の抱える課題に応じて計画策定した上で、振り返りを行いながら計画的に取り組んでいる

・開所当初より、発達障害や精神障害のある児童の入所が多いことが課題として挙げられている。更に、集団に馴染めない児童の増加や、他保護所から移送される児童が相当数いる中で、見通しのないまま入所期間が長期化するなどといった状況が新たな課題のひとつとして挙げられているが、職員会議でこういった課題を明確にし、全体会議で報告・協議の上、毎年度、事業計画策定を行っている。この計画に基づき「個別の関わり」を大切にする保護所運営を進めている。

・また、より効果的な計画推進に向けて、特に当保護所で採用している個室への取組等について、他保護所の支援を参照し、計画に反映している。

・活動及び行事、担当業務に関しては、当保護所独自で業務分担進行票を作成し、目標を設けるほか、10月を目途に中間見直し等を行うという達成度を測るための仕組みができています。

●ヒヤリハットの効果的実施のほか、当保護所の特色に応じた各種マニュアルを作成することで、日常において発生し得るリスクを最小限に抑える基盤づくりをしている

・ヒヤリハットについて、福祉職だけでなく、各職種で日常的に気づいたどんな些細なことでも積極的に報告することを奨励している。報告事項に関しては、毎月開催される事故防止検討委員会で報告の上、職種間で共有され、事故防止に役立っている。

・感染症等については、新型コロナウイルス感染症が発生した際のマニュアルを作成している。実際に当保護所において感染拡大があった際に、医師の指示により、ゾーニング(静養室等を利用)による隔離を行うほか、派遣看護師を動員するなどの対応を行った。日常的な予防についても看護職から職員に対し周知を行っている。

・当保護所の特色的な取組のひとつでもある通学の許可に関しては、通学マニュアルを作成し、登校手段や通信方法、金銭の取扱いや服薬等に関して明示している。

●当保護所の構造に応じた個別の避難訓練に対するニーズが認識されており、実施検討されている

・防災避難訓練実施計画に基づき、当保護所では毎月、センター全体での防災避難訓練、年1回の総合防災訓練に参加しており、職員全員に安全に避難する方法や命の大切さを説明している。

・センター全体での避難におけるルールのほか、当保護所の構造等を踏まえ、災害の発生時にすべての職員が当保護所の構造等を理解した上で対応ができるよう、避難経路上の危険箇所や防災倉庫の状況等、より具体的な課題の把握と対応策の検討に向けた取組が必要と認識されている。災害時に各個室に用意されているヘルメットが取りに行けない状況など、具体的な条件を複数設定した上で、当保護所で独自に行う場面に即した避難誘導について模索している。

## カテゴリー5 職員と組織の能力向上

サブカテゴリー1 一時保護所が目指している運営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

評価項目 5-1-1		
一時保護所にとって必要な人材構成にしている		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の理念・実態を踏まえ、必要な人材像や数を明確にし、適材適所の配置ができるように取り組んでいる(働きかけている)
評価項目 5-1-2		
職員の質の向上に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している
○	2	一時保護所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき、策定された個人別の育成(研修)計画や各職員の業務の遂行状況等を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている
○	3	職員の研修成果を確認し(研修時、研修直後、研修数か月後など)、研修が本人の育成に役立ったかを確認している

サブカテゴリー2 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる

評価項目 5-2-1		
職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している
○	2	職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに学ぶことに取り組んでいる
○	3	職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる

評価項目 5 - 2 - 2

職員のやる気向上に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の特性を踏まえ、職員の育成・評価などが連動した人材マネジメントを行っている
○	2	就業状況（勤務時間や休暇取得、疲労、ストレスなど）を把握し、改善に取り組んでいる
○	3	職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいる
○	4	福利厚生制度の充実に取り組んでいる

カテゴリ 5 の講評

●経験度別、課題別に様々な研修を用意しており、研修内容は適宜保護所運営に反映している

・東京都の一時保護所研修計画に基づき、保護担当課長代理が職員の希望を把握した上で、経験年数や職位等に応じた研修に参加できるよう支援を行っている。特に若手職員には計画的に研修に参加するよう促している。研修結果については受講者で報告書を作成するほか、会議の場を利用し報告会を実施し、研修で得た知識や情報を職員間で共有している。

・また、外部から講師を招く研修を企画し、原則職員全員（専門職含む）参加とした上で、対応の難しい児等、当保護所が抱えている課題をテーマにして開催している。研修において紹介された内容を参考に、例えば当保護所においてもワークシートを用いた行動観察を取り入れるなどといった実例もあり、研修内容を共有するばかりでなく、研修の内容を実践につなげたり、保護所の運営に反映したりするといった取組も行っている。

●職員の役割を明確にしたり支援の成果などを職員間で共有することにより、職員の意欲向上に努めている

・当保護所の組織体制として、役割分担や支援方法が生活のしおりや業務分担進行票などに基づくことが全職員に浸透しているため、各自がすべきことが明確となっている。また、日常において丁寧な引継ぎ、第1回観察会議等の場で専門職を交えた共有を行っているため、各職員が使命感や見立てをもって業務に当たることができるような体制が築かれている。

・また、若手職員勉強会等の独自の取組により、職員のモチベーション向上を図っている。

・更に、権利擁護に最大限配慮する当保護所の運営への直接的なフィードバックとして、退所した児童が退所先で頑張っている様子を情報収集するほか、退所した児童から届いた「ありがとう」などと書かれた手紙などについて職員に伝えることで、意欲向上や仕事への有意味感につなげている。

●より安定的で効果的な組織運営に向け、ベテラン層及び中間層、専門職へのサポート体制がより強化されることが期待される

・当保護所では特に若手職員の育成や定着に力を入れており、新規採用職員が現場に慣れることができるよう育成計画に基づいたチューター制度、OJTを行っている。また、若手職員が保護担当課長代理やリーダー職員に気軽に相談できるようになっている。

・その一方で、研修等に関してベテラン職員の積極的な参加に至っていない状況となっている。中間層やベテラン層に対し、業務に支障のない範囲で本人にも負担なく社会福祉行政等に関する新たな情報や知識を取得するための取組等が期待される。

・また、保護担当課長代理が日々の業務で個々の職員にスーパーバイズを行っているが、医療関係者や専門職員からのスーパーバイズや連携も必要であるといった新たなニーズが挙がっている。



## カテゴリー 7 情報の保護・共有

### サブカテゴリー 1 情報の保護・共有に取り組んでいる

#### 評価項目 7-1-1

一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス制限を設定している
○	2	収集した情報は、必要な人が必要なときに活用できるように整理・保管している
○	3	保管している情報の状況を把握し、使いやすいように更新している

#### 評価項目 7-1-2

個人情報、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所で扱っている個人情報の利用目的を明示している
○	2	個人情報の保護に関する規定を明示している
○	3	開示請求に対する対応方法を明示している
○	4	個人情報の保護について職員(実習生やボランティアを含む)が理解し行動できるための取り組みを行っている

#### カテゴリー 7 の講評

##### ●情報ネットワークシステムにて情報を保管し、整理更新して使いやすいようにしている

- ・紙媒体の情報は、東京都の「文書管理基準表」に基づき必要な人が活用できるよう整理して公務室のキャビネットに施錠保管している。
- ・情報管理は本庁で一括したシステムで管理しており、情報セキュリティ対策が施されたパソコンの貸与を受けて使用している。
- ・東京都の情報ネットワークシステム・児童相談所情報管理システムを活用し、取得した情報を整理してサーバーのフォルダに個別に保存することで活用しやすくする仕組みとなっている。
- ・定期的に注意喚起を行って情報管理チェックを実施し、ファイル名に日付を入れるなどの工夫をして、データの整理更新を実施することで使いやすいようにしている。

##### ●個人別のパスワードによるアクセス制限など、情報セキュリティ対策の徹底を図っている

- ・「東京都個人情報保護条例」「東京都サイバーセキュリティ基本方針」「児童相談所職員の手引き」に基づき、個人別のID/パスワードを設定してサーバーのフォルダごとのアクセス制限を行うなど、情報セキュリティ対策の徹底を図っている。
- ・メール添付ファイルにはパスワードを設定することなどの注意喚起が行われ、eラーニング研修により理解促進を図っている。
- ・情報の持ち出し禁止、USBメモリの使用禁止などの安全対策の徹底が図られている。
- ・個人情報の利用目的の明示、開示請求は東京都で対応している。
- ・東京都全体で個人情報保護の意識の徹底を図っており、全体会議などで職員に注意喚起し、細心の配慮をしている。実習生から守秘義務の誓約書を得ている。

## II サービス提供のプロセス項目（カテゴリー 6 - 1 ~ 3、6 - 5 ~ 6）

## サブカテゴリー1 サービス情報の提供

## 評価項目 6 - 1 - 1

児童相談所(相談部門)に対して一時保護所の情報を提供している

○×欄	標準項目	
○	1	<児相センターの保護所のみ役割> 効率よく保護ができるよう、児童一人ひとりの入所期間や各保護所の入所状況を把握し、児童相談所(相談部門)に情報提供している
○	2	担当児童福祉司が児童や保護者に一時保護所の生活について、説明できるよう、パンフレットなど必要な情報を児童相談所(相談部門)へ提供している

## サブカテゴリー1の講評

●一時保護所と児童相談所(相談部門)は相互に情報を共有し、児童の権利擁護を進める役割を担っている

・一時保護所は、「児童の安全の迅速な確保、適切な保護を行い、児童の心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために設置された機関」と「東京都一時保護要領」に示している。  
 ・一時保護所の運営理念は、①児童の人権の尊重②安全で安心できる生活③適切な支援の構築④児童の意見表明権の尊重⑤各部門との連携⑥専門性の向上への取組である。運営理念実現のためには、安全な環境のもとにおける一定の保護期間の保証と関係機関との連携が重要であると認識している。  
 ・「東京都一時保護要領」及び「一時保護所運営の手引き」には一時保護所の生活の理念が明記され、児童相談所の相談部門との連携、情報の共有を密に行うことが記されている。

●児童相談所の相談部門と連携を図り、保護者並びに児童に対して一時保護所の生活と機能を分かりやすく説明している

・児童相談所では、入所にあたり「一時保護所ってなあに？」及び当保護所の一連の「しおり」などを用い、担当の児童福祉司が入所児童に一時保護所の機能、役割、生活に関する情報を説明している。  
 ・毎月、長期保護児童に関する情報を各児童相談所に提供し、退所促進を行っている。また、要保護児童の増加への対応では、各児童相談所と連携し、必要に応じて退所促進の通知を出している。

サブカテゴリー 2 サービスの開始・終了時の対応

評価項目 6-2-1

一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が保護所での生活を理解できるように、基本ルール・重要な事項等を説明している(生活目標等との関わりから話す、児童が分かる表現を用いるなど)
○	2	担当児童福祉司と連携し、入所にあたり、入所理由や保護所での生活目標を児童と一緒に確認し、一時保護所での生活について動機づけを行い、児童の理解を得ている

評価項目 6-2-2

一時保護所入所及び退所の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護の開始時に、児童の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している
○	2	入所(一時保護)直後には、児童の不安やストレスが軽減されるように支援を行っている
○	3	入所前の生活を踏まえ、退所後の生活を見据えた支援をしている
○	4	退所時には、担当児童相談所と連携し、児童や保護者の不安の軽減、及び支援の継続性に配慮した支援をしている

サブカテゴリー 2 の講評

●入所説明は、保護所生活に大きな影響を与えることもあり、児童の納得性と同意に時間をかけ、丁寧な説明に取り組んでいる

・入所児童の多くは、他の児童相談所からの依頼の案件であることから、できるだけ日中の時間帯に受入れを行うようにしている。しかし、当保護所に入所することを事前に周知されていない児童も多く、包括的な入所説明が必要になっている。

・インテークでは、担当児童福祉司・保護担当課長代理・福祉職・看護職等が連携し、「入所の案内」に従い、当保護所の理念から具体的な生活まで、児童の生活に関係する項目を中心に丁寧な説明を行っている。

・入所説明は、当保護所の特色(コンセプト)を児童が理解し、入所に同意することが重要であり、一つ一つの説明と同意には時間をかけ、丁寧に実施する必要があると認識している。

・特に、当保護所が「どんなところ」かを説明することに時間が必要となっている。説明の際には、入所する児童の入所理由や生活スタイルはみな違い、自分の生活スタイルを見つけることが大切だと伝えている。

●当保護所の支援理念を児童が理解できるように職員の受入れ姿勢を明らかにし、共感的姿勢で児童を受け入れている

・入所案内として「生活時間の案内」、「食事について」、「学習時間について」、「起床・消灯について」、「入浴について」など、基本的日課の流れが示されているが、児童の生活スタイルによっては柔軟に対応することを目指している。

・日課の内容も、目安の時間設定を提示し、児童との相談により決められる場合があることを伝えている。

・当保護所の「インテークマニュアル」及び「インテーク時の職員の姿勢」を明らかにしている。児童の権利を守り、保護の目的を達成するために、入所児童へのお願いとともに職員は児童への共感的姿勢を持って説明にあたることを確認している。

●入所後すぐに児童の不安や悩み事をアセスメントし、その後一時保護所心理職がフォローを兼ねた面談を実施している

・入所後できるだけ早い時期に「教えてほシート」と呼ぶ、アセスメントを実施している。児童の気持ちを包括的に聞き取り、自分の思いを書くこと、今の気持ちを「はい」から「いいえ」までのスケールの中から選び、今感じている気分を感覚として確認する取組になっている。

・このアセスメントシートを参考に、一時保護所心理職は、一週間面接を行っている。例えば、睡眠の項目で気になった児童がいた場合には、どのような悩みや困りごとを感じているかを具体的に聞き取っている。

・心理面接から上がった課題で診断や治療の必要を感じた場合には、担当の児童福祉司及び児童心理司に報告し、必要な場合には通院につなげている。

サブカテゴリー 3 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目 6-3-1  
定められた手順に従って行動観察(アセスメント)を行い、児童の課題を個別の援助の場面ごとに明示している

○×欄	評価項目	
○	1	児童の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している
○	2	児童の一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している
○	3	行動観察(アセスメント)を定期的に見直すための手順を定めている
○	4	主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、適切に行動観察を行っている

評価項目 6-3-2  
児童や保護者の入所前の生活、児童の意向、児童相談所(相談部門)との協議内容を踏まえ、主訴をふまえた行動観察の方針を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針は、担当児童福祉司の援助方針及び児童の希望を尊重して作成、見直しをしている
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針を、児童にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
○	3	主訴をふまえた行動観察の方針は、緊急に見直しをする場合も含めて見直しの時期・手順等の基準・しくみを定め、必要に応じて見直ししている

評価項目 6-3-3  
児童に関する記録が行われ、管理体制を確立している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりに関する情報を過不足なく記録するしくみがある
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針に沿った具体的な支援内容と、その結果、児童の状況がどのように推移したのかについて具体的に記録している

評価項目 6-3-4

児童の状況等に関する情報を職員間で共有している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針の内容や個人の記録を、援助を担当する職員全てが共有し、活用している
○	2	申し送り・引継ぎ等により、児童に変化があった場合の情報を職員間で共有している

サブカテゴリー 3 の講評

●入所時からの児童のアセスメントを行い、観察会議を通じて、児童支援の方向性を整理・共有している

・児童のアセスメントはインテーク面接から始まると認識している。特に、児童の医療に関する情報、服薬状態、アレルギーに関する情報などは入所時に細かくアセスメントしている。  
 ・児童の様子及び生活状況は定められた書式並びに記録システムに記載している。記録は、「一時保護所入所時の記録」、「健康質問票」、「児童票」、「保護日誌」、「行動観察経過記録」などに記している。  
 ・支援の方向性を確認する「観察会議」を実施している。観察会議には、担当職員が生活・学習・医療・家族などアセスメント結果を報告し、多職種で支援の方向性を共有している。観察会議は、3週間目を実施し、アセスメントの見直しに取り組んでいる。

●児童の保護期間の動向観察を行い、職員の視点に加え児童の気持ちの変化まで記録し、支援目標につなげている

・保護日誌には、起床・朝食・午前の活動・午後の活動・夕食・自由時間・就寝まで、日課に即した児童の様子が詳細に記されている。職員は、関わりのある児童に関する動向、児童同士の関係、特記事項などをまとめ、記載している。  
 ・記録の質と量は職員により差が生じているが、他の職員記録を読み込むことで、全体の記録の質が時間をかけて向上している様子が見られる。  
 ・一時保護期間の中で記録をどのように活用するか、どのような視点を持ち記録を作成するかなど、記録の目的及び活用については課題を感じる。  
 ・記録作成には職員の視点だけでなく、支援の内容を児童がどのように受け止めているのかも記載し、援助方針に活かされる記録作成を目指している。

●児童の行動理解並びに児童支援の方法を再確認する「ワークシート」を作成し、支援方針を検討している

・主訴を踏まえた児童支援を進めるため、「ワークシート」と呼ぶ行動分析並びに支援方針を確認する検討会を全児童に実施している。  
 ・「ワークシート」は、児童の困りごと及び「うまくいった対応や場面」を聞き取ることから始めている。児童の「問題」に注目するのではなく、児童の「力」「強み」「長所」に注目し、現状の「困り」に対してどのように対応しているのかを確認している。  
 ・その上で、児童の置かれている環境的要因・行動の背景・疾患やトラウマ体験などをアセスメントし、そこから支援方針につなげる検討を行っている。  
 ・ワークシートを定期的実施する取組は、児童の行動理解につながるだけでなく、職員の支援の質を高める資源として活用できると思われる。

## サブカテゴリー 4 サービスの実施

評価項目 6-4-1

個別の主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、落ち着いた生活が営めるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一人ひとりの児童の保護目的や一時保護中の援助方針に応じた支援を行っている
○	2	児童一人ひとりに合った方法で、児童と職員の信頼関係を構築するために受容的、支持的な関わりをしている
○	3	児童一人ひとりの自立に向けて、担当児童相談所と連携を取って、支援を行っている
○	4	退所後の生活(家庭復帰、転居を伴う引き取り、施設入所、里親委託など)の開始に向けて、新生活(家庭、学校、友人など)のイメージ作りや目標設定など、個々の児童に合わせて必要な援助をしている

### 評価項目 1 の講評

●児童の基本的権利を守ることが職員の役割であると児童に説明するとともに、職員も日々確認している

・一時保護所の支援の基本的な考え方は、①基本的生活環境の整備、②規則正しい生活の流れ、③落ち着いた集団生活、④個別的な支援、⑤リラックスできる時間と外出及び行事の5つだと認識している。  
 ・職員は、児童との信頼関係を築くために、積極的に児童と関わり、相互に信頼関係を築くための支援を進めている。児童一人ひとりに担当職員を決めている。児童には担当となる職員を紹介し、「悩みなどを相談できます」と伝えている。  
 ・また、入所する児童には、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④休み遊ぶ権利、⑤教育を受ける権利、⑥意見表明する権利、⑦プライバシーの権利があることを具体例を挙げ説明し、児童の権利を守るために職員は支援を展開している。

●生活を共にする児童毎に生活スタイルが違い、相互に尊重しながら協力して暮らしていくことを当保護所の支援理念にしている

・児童、「一人ひとりが、かけがえのない大切な存在であり、『自分も他人も大切にする』」を支援の重要なコンセプトとして定めている。  
 ・支援理念を実現するため、児童には①一人ひとりの(入所)目的により、生活の流れが異なる、②プライベートスペースとパブリックスペースを分けて生活する、③私物や私服を持ち込んで生活できる、④自分と他の児童のプライバシー、個人情報を守ることを伝えている。  
 ・日課についても、通学する児童と保護所で学習する児童では生活時間が違うほか、入浴の時間も児童間で調整し、好きな時間に利用している。また、食事は、一定の時間の中で食堂で食事をとることを定め、居室の管理、掃除は児童が自主的に行うように伝えている。

●生活環境が大きく変わる退所は児童にとって大きな不安・心配の時期だと考え、個別事情を勘案して丁寧に支援している

・児童の退所は、児童にとって不安を抱える時期であると自覚し、担当の児童福祉司と連携し、児童の心情に寄り添い丁寧な支援が必要だと考えている。  
 ・退所前の準備として、個別の配慮の方法を職員間で確認し、児童が安心して退所できるように情報を伝えている。退所先を伝える時期、方法は児童毎に異なり、施設に入所する場合には、事前見学や施設職員からの説明など、児童が自己決定できるように情報を提供するようにしている。  
 ・退所前後の支援に関する「退所マニュアル」を作成している。その中で、児童が希望する場合には、保護期間に作成した作品なども、条件が整えば、持ち帰ることができることと記されている。  
 ・退所した児童から感謝の手紙がくることがあり、職員の励みになっている。

評価項目 6-4-2

児童相談所(相談部門)と連携し、家族等との関係構築に向けて取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童の状況、意向・希望を把握し、家族関係の調整に向け、担当児童福祉司に伝えている

評価項目2の講評

- 担当児童福祉司との連携は児童の安定及び家庭調整のために重要だと認識し、積極的な働きかけを行っている
- ・一時保護所は相談部門との連携が重要であり、担当児童福祉司は、一時保護所の生活現場と児童相談所をつなぐ役割を担っている。児童の様子及び最新情報を担当の児童福祉司に伝えることは、家庭調整にも重要な意味を持つ。また、児童の不安に応じるためにも、家族の情報をタイムリーに児童に伝えるなど、相互関係の調整に取り組んでいる。
- ・担当の児童福祉司に入所児童の動向及び心情を伝えることは重要であり、児童の希望に添い、タイムリーにまた児童から直接話ができる機会を作っている。

評価項目 6-4-3

児童の状況に応じて、個別・集団により指導している

○×欄	標準項目	
○	1	児童同士が一緒には過ごしていても、互いに深く干渉したり、良くない関係が生じることのないよう援助している
○	2	問題行動や情緒の不安定化を未然に防ぐよう、児童に注意を払っている
○	3	集団指導の重要性を踏まえ、集団指導のポイントを理解している
○	4	個別指導については、保健所のルールに基づくとともに、児童の行動の背景を理解した上で、個々に対応している

評価項目3の講評

●児童の個人的な生活スタイルの保証と同時に、集団生活でのマナーや児童間の距離の取り方など伝えている

・当保護所では児童それぞれに個室が準備されており、安全で安心できるプライベート空間と、個人的な生活スタイルが保証されている。またリビング、トイレ、お風呂など共同で使用するパブリックスペースでは、互いにマナーを守り気持ちよく過ごせるよう協力して欲しいと、インテーク時に話している。

・児童には、個人情報の大切さや、流失する事の危険性について丁寧に説明をし、児童間の距離の取り方について自分で考えることを促している。職員は児童集団の中には必ず一緒に入って、児童同士が深く干渉したり、退所後の良くない関係につながることをないよう見守りを続けている。

●職員は、児童の日々の生活や行動に目を配り、安心できる環境づくりに取り組んでいる

・高齢男児という多感な年代の児童には、一時保護所入所に至る様々な課題を抱える児童も多い。抑圧された環境から自由になったことで問題行動を起こしたり、集団生活に馴染めず不安定になったりと、様々な状況が想定される。

・職員は児童集団の中で、いじめや暴力等が発生しないように、児童の日々の生活や行動に目を配り、児童が安心できる環境づくりに取り組んでいる。児童と職員間の信頼関係を築くことに努め、生活におけるルールは、児童同士の話し合いで決めるなど、自主的な生活ができることを目指している。また必要に応じて担当児童相談所と協議の上、心理ケアも行うなど、安定した生活ができるよう支援している。

●児童一人ひとりの目的に合わせた個別支援を中心とし、指導ではなく一個人として対等に向き合っている

・職員は、児童一人ひとりの目的に合わせた個別支援を中心としている。また集団生活の中でも、個々の特性に応じた対応ができるよう工夫を重ねている。例えば褒められた経験の少ない児童に対し肯定的に関わり、自信をもてるよう接している。更にイベントなどの企画や運営に児童が主体的に係わることで成功体験や達成感を味わえる機会も作るなど、個の力が発揮され認められるよう配慮している。

・職員の共通認識として、「個」を重視した様々な取組や見守りは行っているが、「個別指導」としては行っていない。そこには高齢男児という特化した集団になっているため、指導ではなく一個人として対等に向き合う姿勢がうかがわれた。



評価項目 6-4-4

児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	基本的な生活習慣や生活知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)を児童の状況・年齢に応じて身に付けられるよう支援している
○	2	児童のコミュニケーション力(人間関係構築力)が向上するよう支援を行っている
○	3	行事やスポーツ・文化活動を通じて、児童の心身を育成し、達成感、協調性、責任感、忍耐力等を養えるよう支援を行っている
○	4	子どもの状況に応じて、自立することについて児童の理解が深まるよう経済観念も含め、現実的な課題などについてわかりやすく説明している

評価項目 4 の講評

●児童の生活習慣や気持ちを受け止め、保護所での生活が安定するよう支援している

・一時保護所入所後、ワークシートを活用して児童の基本的な生活習慣等をチェックしている。この時、「できる・できない」ではなく、入所の背景や個々のこだわりにも配慮し、個別の支援に役立っている。また児童の日記や「教えてほしいシート」に記載している児童の気持ちを受け止めて、保護所での生活が安定するよう支援し、約1週間後に行われる「第1回観察会議」で職員間で共有している。  
 ・職員は日々の児童の状況を観察し、不安定な状況があれば個別に話を聞くなど、関係性を築いている。また児童が毎日書く日記は、毎日回収され、職員のコメントを加えて児童に返却されている。児童の気持ちに寄り添ったコメントにより、次第に心を開いていくさまがみとれた。

●年間行事その他の活動に、児童が主体性をもって参加できるよう働きかけている

・年間行事計画に沿って、季節に応じた行事(夏休み週間、秋の文化祭、ハロウィン、クリスマス、お正月)や、スポーツ大会、学習時間を利用した運動や創作活動等、児童が活動に主体性をもって参加できるよう働きかけている。また外部講師による音楽や運動の活動を提供し、職員以外との交流の幅を広げている。  
 ・所外指導としてバス旅行、電車に乗っての一日外出、図書館、美術館などを計画実施している。美術館でアフリカ廃材を使ってのアート鑑賞をした時は、事前学習としてアフリカの児童が廃材によって危険な状態になっている状況などをビデオで学ぶなど、視野を広げて考える機会を作っている。

●児童の退所後の生活に向けて、児童が安心できる情報を担当の児童福祉司と連携して提供している

・一時保護所退所後には家庭復帰する児童が多いが、自立援助ホーム、養護施設などに行く児童もおり様々である。児童が退所後の生活に不安を持たないよう、退所後の生活がイメージができるようにと、担当児童福祉司と連携し必要に応じて日常生活の中で児童に情報提供している。また施設入所が決まった時は、事前に見学に行き児童の意思を確認している。  
 ・学習時間の中で、生活をする上での資格取得の紹介や教材を提供するなど、自立に向け考えたり準備をする時間が取れている。またお金やクレジットカードについても、良い面や危険性などについて情報提供し、社会生活に実際に役立つよう、保護所の中で伝えられることは伝えるようにと努めている。

評価項目 6-4-5

児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	年齢や背景が異なる児童であっても、お互いに安心して生活できるよう、部屋割りや日課を工夫し、安全性や快適性に配慮したものとなっている
○	2	日常生活の過ごし方は、児童の状況・年齢等に応じて工夫している
○	3	行事やイベントの企画・準備を、児童と一緒にしている
○	4	日常生活において、児童が自主性を発揮できるよう支援を行っている
○	5	一時保護所の生活ルールは児童の意見も参考にしながら職員が随時検討し、見直しを行っている

評価項目5の講評

●日課という言葉は使わず、児童が主体となって自主的に取り組む「生活の流れ」として一日を組み立てている

・当保護所での一日は、起床・食事・学習・入浴・フリータイム・消灯など大枠は決められているが、日課という言葉は使わず、児童が個々の「生活の流れ」として一日を組み立てている。それを可能にしているのは各自の個室であるが、児童は個室でのプライベート空間で、それぞれ自分の生活スタイルに沿って自分のペースで生活をしている。  
 ・児童の希望や需要があれば、5時からの早朝学習・消灯後の24時までの夜学習や、22時までの入浴も可能である。全体的な生活の流れはすべて集団の流れとしてではなく、一人ひとりの生活及び将来の目標に合わせたものとなっており、各個人が主体となって自主的に取り組むようになっている。

●共有スペースでの生活上のルールは、児童同士での話し合いで設定し、課題解決をめざしている

・児童は各自の個室と共有スペースを、プライベート空間と公共の場として使い分け、自室では個人の生活をしっかり守り、共有スペースでは譲り合いを基本としたマナーを守って生活できるように大人側からアドバイスをしている。  
 ・日々の生活の中で小さなマナー違反があっても、児童同士での話し合いでの解決をめざし、生活上のルールはすべてリクエスト会議(子ども会議)の場で児童同士での話し合いの上で設定されている。従って集団を形成するメンバーが変われば、その時の集団に合わせてルールも変わっていくことが前提となっている。話し合いの結果、上手くいかなくても、何故かを児童同士で考えるよう、職員は見守っている。

●日常生活の過ごし方は、中学生以上の男子児童に合わせて準備され、メリハリをつけられるよう支援している

・日常生活の過ごし方は、中学生以上の男子児童に合わせた学習、運動、自由時間のプログラムを用意している。また行事や季節のイベントなど催しの際、企画・準備から児童が主体となって取り組むよう働きかけている。  
 ・精神的に不安定であったり、自室に籠もりっきりになっている児童には、無理に集団の中に誘い込むことはせず、見守りの姿勢で、福祉職、学習指導職員、看護職、一時保護所心理職、担当児童福祉司など、いつでも相談して欲しいと伝えている。それでも、生活そのものにエネルギー不足で、取組への意欲が低い児童などには、更なる働きかけの工夫が必要と考えており、生活にメリハリがつけられるよう支援している。

評価項目 6-4-6

児童が楽しく安心して食事ができるようにしている

○×欄	標準項目	
○	1	食事の献立は、児童の状況や嗜好に応じて工夫している
○	2	食についての関心を深めるための取り組みを行っている
○	3	食物アレルギー等の対応は、主治医等の指示に従い、事故がないよう対応を行っている
○	4	食事が楽しい時間となるよう工夫している(食事時間や雰囲気など)

評価項目 6 の講評

●献立については児童の意向を確認しながら、安全で安心して食事ができるよう支援している

・毎月の献立を作成する際、検食簿や「子どもアンケート」を参考にしながら、児童にとって好ましい食事になるように工夫している。また毎月の給食業務連絡会で、食事に対する児童の反応等について情報交換を行い、献立作成や調理方法の改善につなげている。

・食物アレルギーのある児童には、家族などから正しい情報を収集し、主治医よりの「調理指示書」「食事箋」に従いアレルギー除去食が提供されている。またアレルギー児用の緑色のお盆、食札等の掲示、配膳時の職員とのダブルチェックなど、アレルギー事故が発生しないよう努めている。更に宗教上の制約がある場合は調理部門から対応を取るなど、安全で安心して食事ができるよう支援している。

●食事の設定時間内であれば、自分のタイミングで、自由な雰囲気ですべてが摂れるようになっている

・食事は衛生上、朝・昼・おやつ・夕食の設定時間はあるが、その時間内であれば自分のタイミングで、自由な雰囲気の中で、ゆっくりと食事を摂れるようになっている。食事を行う多目的室には、4人掛けテーブルが4台あり、お喋りを楽しみながら食事ができるようになっている。またBGMや食後に寛げるよう漫画なども並んでいる。

・現在は新型コロナウイルス感染症予防のパーティションが立てられ、黙食のお願いをしているため、食事での会話を楽しむのは難しい状況になっているが、それでも「子どもアンケート」では食事の時間は楽しいの回答が50%であった。

●様々な取組で、児童が食への関心と喜びを感じられるよう支援している

・食についての関心を深めるよう、季節メニュー、地方のご当地メニューや各国料理などを毎月工夫しながら提供している。食育献立では、実際に調理に取り組むこともある。また月1回の選択食や、終戦記念日には「すいとん汁」で平和の大切さを考える機会もつくっている。

・偏食や食の細い児童に対して、なるべくバランスよく食べるよう応援をすることはあるが、無理に全量を摂取するよう勧めるのではなく、個々の食事のペースや嗜好を尊重した指導を行っている。「嫌いなものでも食べられるようになりましたか」のアンケートに「はい」の回答が40%あった。食事を強要しない姿勢により、児童が食への関心と喜びを感じられるよう支援している。

評価項目 6-4-7

児童の健康を維持するための支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	入所もない児童の健康状態(口腔ケア、視力等)に配慮し、健康維持のための支援を行っている
○	2	健康に関して、児童からの相談に応じ、必要に応じて児童本人や担当児童福祉司等に説明をしている
○	3	児童の服薬管理に誤りがないようチェック体制の強化のしくみを整えている
○	4	児童の体調に変化があったときには、速やかに対応できる体制を整えている
○	5	日頃から医療機関と連携を図り、健康管理に活かしている
○	6	看護師と連携し、児童に保健・衛生面について理解を促している(病気や怪我、薬物に関する知識や性についての知識を教育しているなど)

評価項目 7 の講評

●看護職を中心に、嘱託医や福祉職との連携のもと、児童の健康の維持・管理に努めている

・福祉職による入所インテーク時に、看護職は児童の身体状況、健康状態の把握を行っている。また嘱託医による健診が入念に行われている。健康診断結果や児童の健康状態については、随時、保護担当課長代理から担当児童福祉司に連絡し説明している。  
 ・看護職は、勤務時には必ず健康状態に関して個別に巡回しアドバイスをしており、服薬管理、皮膚トラブルや傷の処置など、日々児童の健康維持・管理に努めている。児童に体調変化があった場合は、必要に応じてセンター医師に診てもらったり、速やかに近くのクリニックに通院できるよう対応している。医療機関受診が必要な場合には、担当児童福祉司又は看護職が付き添っている。

●服薬管理は看護職が行うが、健康管理には児童自ら主体的に取り組めるよう支援している

・入所時、疾病を持ち継続的に服薬の必要がある場合、お薬手帳・保険証など預かっている。現在、服薬を要する児童が増えており、服薬管理の帳票や手順を定めている。与薬チェック表には、児童名・薬名・与薬時間、投薬者名が記載され、看護職が確認することでミスのないように努めている。通学時の服薬がある児童は自己管理し、帰ってから看護職が空袋で服薬確認する等、個々に応じた対応をしている。  
 ・児童自らが心身の体調変化に気づけるよう、必要に応じて本人に病気の予防や治療等の説明を行っている。

●医療を必要とする児童の保護が増加しており、嘱託医常駐や看護職増員など医療職の確保が求められている

・新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、手洗いなどの衛生管理、食事テーブルのパーテーションその他、予防対策に努めてきたが、所内でも感染者が発生している。症状のある児童には医師の指示により、静養室等を利用して隔離対応を行ったり、派遣看護師の専門的対応で乗り越え、今では落ち着きを見せている。  
 ・現在、看護職2名体制の中、土日のオンコール制も含めて、児童の体調の変化に応じて通院できる体制を整えている。しかし発達障害や精神障害等、医療を必要とする児童の保護が増加しているため、専門的・医学的精査や支援を、適時に対応できる仕組みづくりが必要と考え、嘱託医常駐や看護職増員など、医療職の確保が求められている。

評価項目 6-4-8

児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が心の悩みや不安を相談できるよう工夫している
○	2	児童の抱える問題に応じて、心理的ケアが必要な場合は、関係職員・担当児童福祉司・担当児童心理司等と連携をとって、支援を行っている
○	3	一時保護所での生活における児童の行動上の問題について、関係のある児童も含めて対応している
○	4	児童が自分の課題に向き合えるよう、個別の状況に応じた支援を行っている

評価項目 8 の講評

●児童に、一時保護所が安全で安心できる場であることを伝え、相談しやすい雰囲気にも努めている

・入所インテーク時には、一時保護所が安全で安心できる場であること、悩みや不安があればいつでも、誰にでも相談できることを伝えており、児童からの個別の相談にはすぐに対応するようにしている。職員は、一時保護所心理職や担当職員(福祉職)に限らず、児童に普段から声かけをし、相談しやすい雰囲気づくりに努めている。  
 ・児童の行動上の問題発生時には、一時保護所心理職、学習指導職員も含め職員全体で分担して、関係のある児童個々への個別聞き取りを行っている。また必要に応じて心理的ケアにも対応している。

●一時保護所心理職は、個別面接でのゆったりした時間の中で、大人との関係性を作っていくことの大切さを伝えている

・一時保護所心理職は一週間面接で児童の発達面や行動面の特徴を心理学的視点から把握するほか、必要に応じて心理的ケアを行っている。心理的ケアの結果は「心理指導日記」に丁寧に記録され、観察会議や日々の引継ぎ等で職員間共有し、児童への個別的支援に活かしている。  
 ・一時保護所心理職は必要に応じて「リラックスタイム」「リクエストタイム」等で、ゆっくり話をし児童の気持ちを受け止めている。一時保護所心理職は、『児童は様々な生活体験から二次障害的に失敗体験を繰り返し、人格・性格障害など自我が抑圧されている。』と感じており、退所後にも様々な支援機関があること、大人との関係性を作っていくことの大切さを伝えている。

●一時保護所における支援方針に沿って、関係機関とも連携し、児童が個別の課題に向き合えるよう支援している

・一時保護所では、児童の相談の主訴や保護所における支援方針に沿って、児童が個別の課題(学習や対人関係、生活習慣等)に向き合えるように日々支援している。また心理的ケアは、児童相談所相談部門からの依頼だけでなく、児童の状況を確認し児童の抱える問題に応じて、当保護所側から児童相談所相談部門に心理ケアの必要を伝え実施するなど、連携をとって支援にあたっている。  
 ・当保護所には一時保護所心理職が2名配置されており、スーパーバイズはAフロアの一時保護所心理指導担当課長代理から受けることができている。しかし発達障害や精神的に不安定な児童個々への、効率的な一時保護所心理職の活用が不十分な状況もあり、児童精神科医による適時での助言や指導の必要性を感じている。

評価項目 6-4-9

学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている
○	2	児童の意欲・意思や能力に応じた学習教材を活用している
○	3	進路は、児童の意向や適性に応じて選択・決定できるよう、担当児童福祉司と連携して、支援を行っている
○	4	原則として、一時保護により通学できない状況にあっても、学習担当職員と福祉職員が連携を図り、児童が学習習慣を損なわないよう学習指導を行っている
○	5	義務教育終了児や受験をめざす児童等には特別のプログラムを実施している
○	6	個別に必要な時期・状況で、自立に向けての適切な支援を行っている

評価項目9の講評

●学習進度調査に基づき学習課題を設定し、児童個々に適した教材により学習を支援している

・入所後に行う学習進度調査の結果に基づき、児童個々の基礎学力を確認した上で学習課題を設定している。学習は、授業形式ではなく、学習進度状況に応じた個別の対応を行っており、学力に応じたプリント教材や、学習用タブレット、学習指導職員が使用する、児童の学年に応じた教材を用意して学習を行っている。  
 ・児童の学習への取組については、必要に応じて福祉職と学習指導職員との話し合いを設け、児童の学習意欲や学習習慣を損なわないよう支援している。学習時の児童の様子や児童の進路希望等の情報は、保護担当課長代理を窓口とし担当児童福祉司に連絡している。また学校の定期試験や課題への対応も、担当児童福祉司と連携して柔軟に対応している。

●児童自ら学習計画を立てており、受験や学習意欲の高い児童には、必要に応じて家庭教師も導入している

・学習は、平日に自分で計画を立てて取り組むようにしている。数学・国語などの基礎的学習のみでなく、高校への進学に向けて、願書の作成や自己PR書の書き方の支援・助言を適宜、対象児童に行っている。  
 ・学習意欲の高い児童や受験を目指す児童には、通常の学習時間以外にも、必要に応じて補習や家庭教師導入により個別指導の枠を設け、積極的に学習指導を行っている。家庭教師制度は現在午前中に、受験生、テスト勉強など優先順位を考えて対応している。  
 ・ICT学習への取組では、テーマについて調べプレゼンテーション資料を作成、児童相談センター職員の前で発表する活動を行った。多くの人前で発表し認めてもらえる経験にもなり、児童の自己肯定感の向上につながっている。

●児童の学校生活継続のため高校通学を支援する一方で、学習に乘れない児童への対応を模索している

・当保護所から高校へ通う児童は多い時には半数ほどおり、退所後の学校生活への継続が保証され、安心感をもたらしている。職員は通学に伴う諸々の状況への配慮を行うと同時に、遠方の高校とは連携して児童の高校生活を支えている。  
 ・一方で高校中退児童への学習モチベーションをどのように上げるか、発達障害の診断が付き学習に乘れない児童も多いなどの現状を前に、児童にどのように学習を提供するかについて模索中である。知識の一定の到達を目指すというより、自立を目指している個々の児童に必要な学びとは何か、児童の状況に応じた対応とは何か、について、考え取組もうとする意志がうかがえた。

評価項目 6-4-10

地域との連携をもとに児童の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	地域の情報を収集し、一時保護所における児童の生活が充実できるよう、それらを活用している
○	2	ボランティアの参加を呼びかける等、児童が職員以外の人と交流できる機会を確保している

評価項目 10 の講評

●感染症のまん延が落ち着いてきた時期を見計らい、ボランティア募集を行うことを検討している

- ・新型コロナウイルス感染症まん延の影響もあり、外部からのボランティア受入れを制限する状況が続いている。
- ・ボランティアの受入れマニュアル及び受入れ手順は作成から日が経っていることもあり、最新の受入れマニュアルが必要であると考えている。
- ・当保護所のコンセプトを理解し、児童を支援したいと考えるボランティアの募集を進める予定がある。今後、イベント補助、学習支援、児童の遊びや運動と一緒に取り組んでくれる人などを考えている。
- ・地域のボランティアセンターなどの関係機関への働きかけを検討しており、感染症が落ち着くことを待ちたい。

サブカテゴリー5 個人の尊厳の尊重とプライバシーの保護

評価項目 6-5-1

サービスの実施にあたり、児童の権利を守り、個人の意思を尊重している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している
○	2	児童一人ひとりの思い(価値観も含む)や成育歴を踏まえて支援を行っている
○	3	児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している
○	4	虐待被害にあった児童の場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている
○	5	一時保護所内の児童間の暴力・いじめ等が行われないよう組織的に予防・再発防止を徹底している
○	6	児童の安全確保等のため、行動に一定の制限を行う必要がある場合は、組織的・計画的に実施し、定期的に検証を行っている

評価項目 6-5-2

児童のプライバシー保護を徹底している

○×欄	標準項目	
○	1	担当児童相談所と連携し、児童に関する情報(事項)を外部和やり取りする必要がある場合には、児童や保護者の同意を得るようにしている
○	2	居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、児童のプライバシーに配慮した支援を行っている
○	3	児童の羞恥心に配慮した支援を行っている

サブカテゴリー5の講評

- 児童の基本的権利を守り、同時に、他の児童の権利も尊重しながら生活することの大切さを伝えている
  - ・入所時の説明において、児童の権利について「みなさんはたいせつな存在です。当保護所では『自分も他の人も大切にす』ということ、保護所の大切な理念にしている。あなたの権利と同じく、他の人の権利も守られています」と、人権の重要性と他の児童との権利の関係を説明している。
  - ・児童の居室は全て個室であり、部屋の使い方、管理については児童に任されている。基本的日課を参考に、食事時間、入浴時間、学習時間などを児童が主体的に参加することを促している。
  - ・生活スタイルや生活時間はみな違い、その違いを相互に認め合い、職員は調整する役割を担っている。
- 自由と責任、プライベートとパブリックなど、保護所という小さな社会の中で規律も守り、自己決定できる支援を進めている
  - ・職員は児童を一人の大切な存在として尊重し、指導・教育する役割というより、支援者として児童に共感し、自立を促す人として、エンパワメントすることを大切にしている。
  - ・入所ハンドブックには、「保護所の生活があなたの将来にとってプラスになる」と記され、職員の支援理念が定められている。
  - ・パブリックスペースとプライベートスペースを分け、児童の居室はプライベートスペースと説明し、居室の外をパブリックスペースと説明している。パブリックスペースでは、人に不快を与えない適切な服装、他の児童のプライバシーを尊重する行動をするように話している。
  - ・私物の持ち込みが可能であり、私服で生活することもできると説明している。私物・私服は自己管理し、児童が責任を持ち管理している。私服の洗濯を自分ですることでもできるほか、保護所から衣類を貸し出すこともある。そうした選択と一定のルールとのバランスは、児童との話合いの場で決めている。
- 児童を権利の主体者として認識し、自由な話合いを通じて生活課題に取り組み、最良の解決法を模索している
  - ・当保護所の自治会的な「リクエスト会」は、児童の気持ちを受け止め、生活上の課題を話し合う時間として運用されている。リクエスト会は、「生活をよくする」ための話合いの場を目指し、どんなことでも気軽に話し合うことができると伝えている。
  - ・会への参加は任意であるが、会で決まったことは全員が守ると約束している。
  - ・児童からは、生活をしていて気になることが議題に上がり、その場にいる職員も児童も、自由な意見を出し合い、現実的な解決法を検討している。
  - ・職員が生活課題を解決する役割を担うのではなく、児童の抱える「困りごと」を児童の視点で解決することを目指している。職員は、児童を権利の主体者として認識し、エンパワメントの視点で課題に取り組む姿勢を持っている。



サブカテゴリー 6 事業所業務の標準化

評価項目 6-6-1

手引書等を整備し、一時保護所業務の標準化を図るための取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	手引書(基準書、手順書、マニュアル、タイムスケジュール等)で、一時保護所が提供している支援の基本事項や手順等を明確にしている
○	2	職員はわからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している
○	3	提供しているサービスが定められた基本事項や手順に沿っているかどうかを点検している

評価項目 6-6-2

さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

○×欄	標準項目	
○	1	打ち合わせや会議等の機会を通じて、支援内容や支援方法の手順等が職員全体に行き渡るようにしている
○	2	職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している
○	3	職員一人ひとりの支援内容や支援方法について、指導者が助言・指導している
○	4	職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている
○	5	職員全体が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている

評価項目 6-6-3

サービスの向上を目指して、一時保護所の標準的な業務水準を見直す取組をしている

○×欄	標準項目	
○	1	提供している支援内容や支援方法の手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている
○	2	提供している支援内容や支援方法の手順等の見直しにあたり、児童や職員、児童福祉司等からの意見や提案を反映するようにしている
○	3	職員一人ひとりが工夫・改善した支援内容や支援方法事例などをもとに、手順等の改善に取り組んでいる
○	4	支援内容や支援方法を見直す仕組みができている(職員の会議・リーダー会・サービス向上委員会など)

サブカテゴリー6の講評

●当保護所理念を実現するための具体的なマニュアルを定め、支援の一貫性を高める取組を行っている

・当保護所の運営理念を定め、理念に基づき、支援方針を定めている。  
 ・支援方針として5つの支援の柱を定めている。①基本的な生活習慣の習得、②規則正しい生活スタイルづくり、③落ち着いた集団生活、④個別的な支援実施、⑤リラックスできる時間・外出・行事を挙げている。  
 ・特に、当保護所の基本方針「子供が安心して生活を送るとともに、子供も大人も風通しよく、一人ひとりの保護児童が居心地良さを体感できる保護所」になることを目指している。  
 ・当保護所運用方針を実現するため、「インテーク時のマニュアル」、「子供の権利擁護マニュアル」、「退所マニュアル」、「リクエスト会運用マニュアル」などのマニュアルを用意するほか、健康・防災・通学など、必要なマニュアルを作成し、必要に応じて改訂している。

●児童の主体性を尊重し、職員は児童が決定した行動を支え、応援する役割、サポーターとして機能している

・児童の生活を保障するため、できるだけ個別対応を行っている。生活日課などは一定の枠組みを定めているが、柔軟な運用を進めている。  
 ・例えば、通学のマニュアルでは、通学の実施のために児童が守る約束を決めるだけでなく、学校との連携、緊急事態発生時の対応まで、「通学したい」という児童の希望を実現するための取組を確認している。  
 ・また、食事のマニュアルでは、食事時間は何時から何時までと時間を定め、その時間内で食事を摂るように児童に伝えている。下膳は児童が行い、おかわりは職員が対応するなどが決められている。その他、児童が自主的に提案する事柄には、児童の意見を尊重し、主体的な行動を支援している。

●入所する児童メンバーのニーズに応じて支援内容を検討し、柔軟に支援方法の見直しに取り組んでいる

・当保護所は開所後2年目を迎えた。新設の保護所であり、また、新しい取組も多く、試行錯誤を繰り返しながら運営を行っている。  
 ・職員の支援についても、当保護所の支援方針を実現するために、すべての職員が連携し、創意工夫を行っているところである。  
 ・そのため、手順の見直し及びマニュアルの作成など、保護所運営の中で必要となる事情が生じれば早急に検討し、入所児童メンバーが変更になれば、支援方法、支援手順を見直している。  
 ・児童のニーズに応じた支援変更を柔軟に実施していることは、児童の権利を守るという当保護所の運営理念につながり高く評価できる。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	6-4-5	児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている
タイトル①	●生活上のルールは、すべて児童同士で話し合いの上、設定されている	
内容①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当保護所での生活上のルールは、すべてリクエスト会（子ども会議）の場で、児童同士で話し合いの上設定されている。参加は任意だが、自分たちがどう生活したいのか組立てる大切な場であり、生活上のトラブル解決、生活姿勢、きまりなど児童主体で考えてもらう機会となっている。この時、少しでも寛いだ雰囲気になるよう、お茶とお菓子を用意し、自由な発言を促している。</li> <li>・大人から提供したルールとして、「自分の部屋（プライベート空間）に人は入れない。」ということだけ守ってもらうよう伝えている。また職員への疑問や要望があった場合は、結果がすぐに見える形で早い応答に努めている。</li> </ul>	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	6-5-2	児童のプライバシー保護を徹底している
タイトル②	●児童のプライベートスペースとして全児童の個室を確保し、プライバシーを尊重している	
内容②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が生活する居室はすべて個室であり、ベッド、机、衣類収納ケースからヨガマットまで、生活に必要な備品が用意されている。</li> <li>・児童には、居室内は、プライベートスペースであり、居室の外はパブリックスペースであると説明し、居室での過ごし方は自分で管理するように伝えている。</li> <li>・自由時間など、居室での過ごし方は児童毎に違い、家庭から趣味の品を取り寄せる児童もいる。</li> <li>・また、時間の使い方にも余裕を持たせ、食事や入浴などは、自分の生活スタイルで時間を決められるようにしている。</li> <li>・職員も、児童のプライバシーや生活スタイルを尊重し、一定のルールの中で自己決定することができるように見守り、必要な支援を行っている。</li> </ul>	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	6-4-9	学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる
タイトル③	●高校への通学継続支援により、児童に安心感をもたらしている	
内容③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所入所は秘匿性があるため、通学は難しいと考えられるが、当保護所から高校へ通う児童は多い時には半数ほどいる。高校生の中には通学に2時間かかる児童もあり、学校の協力のもと遅刻を認めてもらったり、部活にも途中までであるが参加できている。</li> <li>・通学している児童は、入浴は朝や22時まで可能とし、通学時の連絡用手段を確保、内服薬のある児童は自己管理し看護職に確認をしてもらうなど、当保護所から細やかな配慮をして、児童の高校生活を支えている。このような取組により、退所後の学校生活への継続が保証され、児童に安心感をもたらしている。</li> </ul>	

特に良いと思う点	
1	<p><b>タイトル</b> ●安心できる場で、大人に信頼感を持って話せるよう、児童個々に向きあって支援している</p> <p><b>内容</b> ・当保護所は昨年6月に開所しているが、「児童にとって風通しのよい場であること。大人に信頼感を持って話をしてほしい」と職員間で話し合っている。その実現のため、集団生活を送る上でのルールを作るのではなく、様々な場面で職員は丁寧に児童と向き合い、児童の意見や要望に耳を傾けながら、前向きに受け止め、受け入れていく姿勢で解決策を導こうとしている。                  ・「ワークシート」「教えてほシート」「日記」などから、「何に困っているのか、大人がどう対応すればよいのか」の視点から児童の理解に努め、わずかな変化の兆しを見逃さず、穏やかな対応や肯定的な声かけにより、児童の精神が安定し、安心できる生活へと支援している。</p>
2	<p><b>タイトル</b> ●児童の長所や強みを活かした支援目標を見立て、支援のポイントを共有して支援を進めるようにしている</p> <p><b>内容</b> ・児童を包括的にアセスメントするため実施する「教えてほシート」、一時保護所心理職の「一週間面接」、「観察会議」、「ワークシート」など、多様な資源を使い、児童の観察・情報共有、分析を行っている。                  ・特に、「ワークシート」と呼ぶ、課題分析法は、児童の課題を分析するだけでなく、児童の持つ「強み」、「長所」、「得意」に注目していることが特徴である。                  ・多様な環境課題や心理的トラウマを抱える児童の入所も多く、一時保護という緊急場面で、対応の見立てをすることが重要になっている。                  ・「ワークシート」では、児童の行動の理由を分析し見立て、具体的にどのように支援していくことが望ましいか、その方針を検討している。更に、その後の変化に応じて、「観察会議」を開催し、支援の方向性を調整している。</p>
3	<p><b>タイトル</b> ●「児童の権利擁護」を組織目標に掲げており、保護所全体で共通の意識で運営できるよう、職員間で意識の共有を行っている</p> <p><b>内容</b> ・当保護所の理念・コンセプトとしては、児童の権利擁護に重きを置いており、特に児童の人権の尊重、安全で安心できる生活の場、意見表明権の尊重などを重視している。施設の開所に向け、これらの考え方が、児童に伝わるよう、平易な表現で、具体的な事例を交えて分かりやすい形で、「一時保護所のしおり」を作成している。                  ・このしおりには、特に、権利が守られているという事実と同時に、通学する児童がいるなど個別の事情が異なることからそれぞれの食事や入浴時間などの生活スタイルが異なる点について例を交えて説明されている。ほかに、児童の意向への対応、児童同士により生活上のルールが設定される点などについても明記されており、インテーク時にこうした内容について、児童に丁寧に説明している。                  ・更に、職員に対しても、当保護所の運営方針や支援の基本事項を説明する際に、児童向けの一時保護所のしおりを用いて説明している。</p>

更なる改善が望まれる点	
1	<p><b>タイトル</b> ●精神面、発達面に配慮を要する児童の入所も多いことから、職員の支援力向上に向けてスーパービジョン体制の一層の整備が必要と考える</p> <p><b>内容</b> ・当保護所における心理業務は会計年度任用職員が担い、児童の見立てについては児童相談センター(Aフロア)の一時保護所心理指導担当課長代理の助言を得ながら対応しているが、児童支援に対する細かなスーパービジョンは難しい状況である。保護担当課長代理が適宜助言しているが、心理の専門的な視点からのスーパービジョンの必要性を認識している。          ・また、職員育成についても、保護担当課長代理ができるだけ現場に入り、実践の中での助言に努めているが、一時保護所勤務経験の浅い職員が多数を占める職員集団においては、十分な指導を行うことに難しさを感じている。          ・個室対応のため精神面や発達面において特別な配慮を必要とする児童の入所も多く、また、個を尊重した一時保護所運営のあり方を作り上げていくため、柔軟な判断や対応が求められることから、心理の高度な専門性や職員の支援力向上の必要性が高い。小規模の保護所ではあるが、職員のスーパービジョン体制の一層の整備が必要と考える。</p>
2	<p><b>タイトル</b> ●通学や学習に消極的になっている児童が、より前向きに生活ができるよう、動機づけを行う取組に期待したい</p> <p><b>内容</b> ・権利擁護の一環として、希望する児童については通学が可能である一方、中学生相当は通学ができるという状況には至っていない。          ・通学しない児童に対しては、一日のスケジュールのうち、学習の時間帯の目安を設けている。また、家庭教師の導入により個別指導の枠を設けている。          ・更に、児童の自立に向けて、お金や資格に関する本を置いたり、生活リズムの確立や社会生活を送ることにに向けて、食育の観点からも調理実習等を行っている。          ・学習に対し消極的になっている児童に対して、国語、数学といった科目の学習のみでなく、その児童の生きる力を伸ばすきっかけとなるような学びの時間を持てるよう、どのような働きかけができるのか、更に検討を進めることを期待したい。</p>
3	<p><b>タイトル</b> ●児童の意見表明権の保障等をより効果的に実践するために、第三者委員などの積極的な活用を期待したい</p> <p><b>内容</b> ・入所後早い時期に「教えてほシート」というアンケートを用いて児童本人の困っていることや不安、意向等について把握している。また、一時保護所心理職等との個別面接、「子どもアンケート」、意見箱などを通じて児童の意向把握に努めている。          ・第三者委員の活動を実施しているが、当保護所に入所する児童が中学生以上の男子ということもあり、改まった場面で話を聞いてほしい、という要望は出にくい状況があった。そこで、食事に第三者委員が同席し、何気ない会話の中から話を聞くと、自分たちの将来に関することや「親権」についての質問が出るなど、児童の気持ちや意向の聞き取りにつながった事例があった。          ・意見表明が難しい年頃、特性の児童に対し、聞き取りの方法を工夫したり、場合によっては「親権」、「権利と義務について」など法律の専門家からの説明を得たり、といった活動のあり方も検討、工夫の余地があると考えます。</p>